

別表 判定基準 (外観目視により判定できる項目)

評定区分		評定項目	評定内容	該当の有無
1	構造一般について	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎が無いもの	
2	構造の腐朽又は破損について	②基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は 破損しているもの等、小修理を要するもの	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの 梁が腐朽し、又は損傷しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は損傷があるもの等大修理を要するもの	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	
		③外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	
		④屋根	イ 屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	
			ロ 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	
		⑤傾斜	建築物が1/60以上傾斜しているもの	
3	非構造部材の腐朽又は破損について	⑥庇	庇が破損、剥落又は脱落している	
		⑦その他	上部に存する手すり、看板等が破損、剥落又は脱落している	
4	周辺の生活環境への影響について	⑧立木	立木の枝、繁茂した雑草等が敷地外へはみ出しているもの	
		⑨ゴミ等	飛散の可能性のあるゴミ資材等が敷地にあるもの	
該当数の合計				

※評価項目①～④については、評価内容のいずれかが該当すれば該当「有」とする。

※住宅内部に立ち入らないと判断できないものは対象としない。